

デジタルキー利用規約

デジタルキー利用規約は、G-Link/G-Link Lite 利用規約（以下、「G-Link 等利用規約」といいます）に付随して、G-Link のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といいます）、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する「デジタルキー」のサービスの利用条件を定めるものです。デジタルキー利用規約は、G-Link 等利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、デジタルキー利用規約に定めのない事項は、G-Link 等利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. デジタルキー利用規約は、当社とデジタルキー契約者等（次条にて定義します）との間のデジタルキーの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、デジタルキーの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「デジタルキー諸規程」といいます）を定めることがあります。デジタルキー諸規程は、デジタルキー利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する際には、デジタルキー利用規約に加えてデジタルキー諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、デジタルキー利用規約とデジタルキー諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、デジタルキー諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

デジタルキー利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のデジタルキー利用規約で使用する用語は、デジタルキー利用規約において特段定義されない限り、G-Link 等利用規約および G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてに定義された意味を有するものとします。

- (1) デジタルキー契約者：デジタルキー利用規約に基づき、G-Link のオプションサービスとして、当社との間でデジタルキー利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) デジタルキー利用契約：デジタルキー利用規約に基づき、G-Link のオプションサービスとして、当社およびデジタルキー契約者との間で成立するデジタルキーの利用に関する契約をいいます。
- (3) デジタルキー利用車両：デジタルキー契約者が所有または利用等する権限を有する車両のうち、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキーを利用できる車両をいいます。
- (4) デジタルキー権限受領者：デジタルキー契約者からデジタルキーの利用権限を付与された者をいいます（デジタルキー契約者自身を含みません）。
- (5) デジタルキー契約者等：デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者を総称していいます。
- (6) デジタルキー利用料：デジタルキーの提供にかかる対価・料金をいいます。
- (7) デジタルキーアプリ：TMC が提供する、デジタルキーの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。

第3条 （デジタルキー利用契約の申し込み）

1. デジタルキーは、当社がデジタルキーを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。デジタルキー利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がデジタルキーを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. デジタルキー利用契約の申し込みは、G-Link の基本契約の申し込みと同時に、または事前に G-Link の基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。なお、デジタルキーが利用できる車種は、こちら (https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf) からご確認ください。
3. 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいます）においては、G-Link の

基本契約の成立とともにデジタルキー利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）無料でご利用いただけます。無料期間対象車両の詳細についてはこちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認いただけます。

第4条 （利用権限の付与）

1. デジタルキー契約者は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーアプリを用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（デジタルキー権限受領者）に対してデジタルキーの一部を利用することができる権限を付与することができます（以下、「デジタルキーのシェア」といいます）。デジタルキーのシェアを行った場合、デジタルキーアプリ内において、デジタルキー契約者はオーナー、デジタルキー権限受領者はシェアユーザーとそれぞれ表記されます。
2. デジタルキー契約者は、デジタルキーアプリ内において所定の操作を行うことにより、デジタルキー権限受領者へのデジタルキーのシェアの範囲を制限し、またはデジタルキーのシェアを事後に取り消すことができます。
3. デジタルキーのシェア、制限および取り消しを行うには、デジタルキー契約者が、G-Link 等利用規約第4条に定める「TOYOTA アカウント」との連携を行っている必要があります。
4. デジタルキー契約者は、デジタルキー権限受領者に対して、G-Link 等利用規約、デジタルキー利用規約およびデジタルキー諸規程の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、デジタルキー権限受領者が行った行為については、デジタルキー契約者自らが行った行為とみなされ、デジタルキー契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。

第5条 （サービスの内容）

1. デジタルキーのサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら（https://lexus.jp/total_care/new_service/digitalkey/）からご確認いただけます。
2. デジタルキーは、デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者が利用できます。ただし、デジタルキー権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、デジタルキー利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびにデジタルキー契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。

第6条 （利用条件および遵守事項）

1. デジタルキーを利用するためには、デジタルキー契約者等においてデジタルキーアプリを情報通信端末（TMC 指定の機種・OS のスマートフォンに限ります）にダウンロードすることが必要です。
2. デジタルキー契約者等は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーを利用するために必要な車載機、通信機、その他の周辺機器および通信環境を整え、また、デジタルキーの利用（デジタルキーアプリのダウンロードを含みます）に係る通信費を負担するものとします。
3. デジタルキー契約者等は、デジタルキーの取扱説明書およびデジタルキーアプリに記載の注意事項等に従ってデジタルキーを利用するものとします。
4. デジタルキー契約者は、自己またはデジタルキー権限受領者がG-Link 等利用規約、デジタルキー利用規約その他デジタルキーの利用に関し当社が定める諸規程に反しデジタルキーを利用している場合、またはそのおそれが生じた場合には、直ちに、当社所定の方法で、その旨をG-Link 等利用規約記載のお問い合わせ先に報告するものとします。万が一、当該報告を行わなかったことにより当社に損害が生じた場合には、デジタルキー契約者は、当該損害を賠償する責任を負います。
5. 当社は、デジタルキー契約者等が本条の定め違反した場合またはそのおそれが生じた場合には、デジタルキー契約者等に通知することなく、デジタルキーサービスの全部または一部の提供を停止することができます。

第7条 (デジタルキー利用料の支払い)

デジタルキー契約者は、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキー利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。デジタルキー利用料の支払方法および支払期日は、デジタルキー利用規約および G-Link 等利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第8条 (契約期間)

デジタルキー利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第9条 (個人情報等の取扱い)

デジタルキーの利用については、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について第 12 条の特則が適用されません。

G-Link : https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/

G-Link Lite : https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/index_lite.html

第10条 (免責)

デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する場合でも、デジタルキー利用車両を運転する際には、電子キーを必ず携帯するものとし、デジタルキーが作動せず、デジタルキー利用車両が使用できないことによりデジタルキー契約者等または第三者に損害が生じたとしても、当社はこれについて一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第11条 (特則)

デジタルキー契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、G-Link 等利用規約およびデジタルキー利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

(1) デジタルキー新車契約・CPO 契約 (無料期間)

- (i) G-Link 等利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるデジタルキー契約者は、無料期間中は、デジタルキー利用契約のみの解約を求められません。無料期間中にデジタルキー利用契約の解約を希望するときは、G-Link の基本契約自体を解約していただく必要があります。なお、G-Link の基本契約を解約した場合は、デジタルキー利用契約も G-Link の基本契約が終了した時点で当然に終了します。

(2) デジタルキー新車契約・CPO 契約 (2 年払い)

- (i) G-Link 等 利用規約第 18 条第 2 項にかかわらず、デジタルキー利用契約を解約した場合、解約の効力は、TC に解約の届出が到達した日の属する月の末日時点で生じるものとします。
- (ii) G-Link 等利用規約第 11 条第 5 項にかかわらず、デジタルキー契約者のうち、G-Link の CPO 契約と同時にデジタルキー利用契約を締結した契約者 (9,900 円/2 年払い)、または、2 年払いのデジタルキー利用契約を締結した契約者 (9,900 円/2 年払い) がそれぞれデジタルキー利用契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残しデジタルキー利用契約が解約あるいは解除その他の事由により終了したときには、当社は、当該デジタルキー契約者が指定した口座に振り込む方法により、1,100 円を払戻すものとします。その場合、デジタルキー契約者は、口座指定書により当該払戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払戻しを請求できないものとします。

- ① 口座指定書が、当社が口座指定書を契約者に送付した日から 1 年以内に、当社に対して返送されなかった場合
- ② 口座指定書が宛先不明等の理由により、契約者によって受領されなかった場合

(付則) 2024年6月24日改定

別紙

■ デジタルキー

(1) G-Link (新車契約)

①デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した無料期間対象車両における G-Link の基本サービスの契約者が、G-Link のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

※36 ヶ月以降については、G-Link のオプションサービスとしてデジタルキー利用契約の申し込みが必要です。

契約期間	【契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】		
	<p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内にいったん解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー契約者より所定の継続手続きが行われ、無料期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間満了日をもって契約終了となります。</p>		
	【無料期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】		
	<p>①月払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p> <p>②年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。なお、年払いを選択いただくには、G-Link1 年継続プランをご契約いただいている必要があります。</p> <p>③2 年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 2 年間です。デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー契約は契約期間満了日をもって終了します。なお、2 年払いを選択いただくには、G-Link2 年継続プランをご契約いただいている必要があります。</p>		
利用料（消費税込み）	【デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合】		
	<p>契約期間は、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日以降も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合	月払い	550 円/月
		年払い	5,500 円/年
		2 年払い	9,900 円/2 年
	デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合	月払い	550 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込/販売店支払い		

(2) G-Link (CPO契約)

①デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両（無料期間対象車両を除く）における G-Link の基本サービスの契約者が、G-Link のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

契約期間	【CPO 車両の納車予定日から起算して 25 ヶ月後の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】		
	<p>契約期間は、契約成立日から販売店と契約者との間で設定された CPO の納車予定日から起算して 25 ヶ月後の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は契約期間満了日をもって契約終了となります。 ※G-Link と同時申し込みの場合に限り 2 年払いを選択いただくことが可能です。</p>		
	【契約期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】		
	①月払いの場合		
	<p>契約期間は、当該契約期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
	②年払いの場合		
<p>契約期間は、当該契約期間の満了日の翌日から 1 年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。 なお、年払いを選択いただくには、G-Link1 年継続プランをご契約いただいている必要があります。</p>			

	<p>③2年払いの場合 契約期間は、当該契約期間の満了日の翌日から2年間です。デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー契約は契約期間満了日をもって終了します。なお、2年払いを選択いただくには、G-Link2年継続プランをご契約いただいている必要があります。</p> <p>【デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
利用料（消費税込み）	CPO 車両の納車予定日から起算して、起算月を含む 25 ヶ月後の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	9,900 円 / 2 年	
	上記契約期間満了日以降も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合	月払い	550 円 / 月
		年払い	5,500 円 / 年
	2年払い	9,900 円 / 2年	
	デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合	月払い	550 円 / 月
選択可能な支払方法	クレジットカード / 預金口座振替 / 指定口座振込 / 販売店支払い		

②デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両を購入したG-Linkの基本サービスの契約者が、G-Linkのオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、デジタルキー利用料の日割り計算は行いません。デジタルキー利用契約は、自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	月払い	550 円 / 月
選択可能な支払方法	クレジットカード	